

名護市入札制度等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、建設工事等の入札制度及び契約の方法について調査及び検討をするため、名護市入札制度等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入札制度及び契約方法の基本的在り方に関すること。
- (2) 入札手続及び契約方法の改善に関すること。
- (3) その他入札制度等に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の表に掲げる者をもって組織する。

委員長	総務部長
副委員長	建設部長
委員	総務部総務課長
委員	都市計画課長
委員	建設土木課長
委員	建築住宅課長
委員	維持課長
委員	農林水産課長
委員	工務課長
委員	教育施設課長

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があるときは、関係職員に資料を提出させ、又は出席を求めてその意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員会は、調査検討の結果について市長に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第8条 委員会は、他の執行機関、公営企業等の入札制度及び契約の方法の検討等についても取り扱うことができる

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決する。

附 則（平成16年4月6日告示第32号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第27号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第32号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月13日告示第78号）

この要綱は、平成20年8月14日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第58号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第62号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第69号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第62号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。